

令和5年美郷町議会議事録

第1回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和5年 2月 27日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 2月 27日 午前 9時30分				
		議長 福島教次郎				
	散会	令和5年 2月 27日 午後 1時16分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
4	日高学	○	12	西嶋二郎	○	

会議録署名 議員	4番	日高学	5番	中原保彦
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	吉村猛
	総務課長	木川士朗	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年美郷町議会第1回定例会議事日程 (第1号)

令和5年2月27日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	令和5年度町長施政方針
4	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 6号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第 8号 美郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について</p> <p>議案第 9号 美郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第10号 美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第11号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第12号 美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第13号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p>

議案第14号 美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 美郷町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議案第17号 美郷町ファミリー向け移住住宅条例の制定について

【予算案】

議案第18号 令和5年度美郷町一般会計予算

議案第19号 令和5年度君谷診療所特別会計予算

議案第20号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第22号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和5年度美郷町簡易水道事業会計予算

議案第24号 令和5年度美郷町下水道事業会計予算

【一般事件案】

議案第25号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時30分)

●福島議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和5年美郷議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番・日高議員、5番・中原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日27日から3月14日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間とすることに決しました。

日程第3、令和5年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。第1回定例会の開会にあたり、令和5年度の町政運営の基本的な方針を申し上げ、皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。まず、2期目、初めてとなる年度予算策定にあたり、町を取り巻く状況について、私の基本的な認識を申し上げます。美郷町では、長年にわたり人口減少が進んでいます。令和2年国勢調査では、5年前と比べて545人減少し、減少率11.1パーセントは、県内市町村の中で最大となりました。足元においてもその傾向は続いており、先日、島根県が発表した令和4年、島根の人口移動と推計人口によると、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間で、美郷町の人口は3.4パーセント減少し、減少率は県内最大となっています。町の衰退に拍車がかかり、町の将来の存続が危ぶまれるほど危機的な状況にあると認識をしています。人口減少に伴い、買物や医療、福祉、移動手段、地域の担い手不足など、町民の生活に密接に関連した様々な課題が顕在化し、しかも、年々深刻になっています。目の前のこうした課題に対処し、少しでも町民の生活の不便を和らげることは、行政の使命であり、全力で取り組んでいます。より重要なのは、こうした課題の抜本的な解決を図ることであり、課題の背景にある人口減少に歯止めをかけ、是正していくことだと考えます。2期目にあたり、私は最優先事項として、人口減少問題に真正面から取り組んでいきたいと思っております。こうした基本認識のもと、令和5年度につきましては、3つの重点分野、すなわち、「安全・安心健康・生命を守る不便の少ない暮

らしの実現」「人口減少対策」「町の活気づくり」の3つに関連する施策を特に推進してまいりたいと思います。1つ目の重点分野「安全・安心、健康・生命を守る不便の少ない暮らしの実現」について申し上げます。新型コロナ対応につきましては、引き続き、町民の感染予防、不安の解消のための取り組みを行ってまいります。国の方針を踏まえまして、今後のワクチン接種の実施に向けて準備を進め、感染不安等に対し抗原検査キットの無料配布を実施し、また、医療機関と連携をして、発熱時に町内で受診ができる医療体制の確保に取り組んでまいります。そして、5類移行に伴う政策・措置の変更に応じて、県などと密に連携をし、対策を講じてまいります。物価・燃料高騰対策について申し上げます。町民向けには、ひとり親、子育て世帯といった特に影響の大きい世帯を中心に支援を行い、事業者、農業者向けには、介護・福祉事業者の電気代、燃料代と交通事業者の燃料代等を支援し、また、畜産、水稻農家には、飼料代や次期作付けへの支援などを行っています。現在、新年度からの小中学校の入学・進級準備の支援や農家の肥料費支援に向けた準備を進めています。今後の国・県の施策と連動しながら、状況や実情に応じて臨機応変に、また、きめ細やかに対策を講じていきたいと思っています。なお、電気代高騰につきましては、住宅用や事業所向けの太陽光発電や蓄電池、高効率空調といった再生可能エネルギー設備等の導入に対する全国トップクラスの町の補助制度の活用も促進をしまして、総合的に、町民、事業者の負担軽減を図っていきたいと考えています。災害に強い町づくりについて申し上げます。国・県を初め、関係の市町・機関と密に連携をして、江の川の治水対策が加速していくよう努めてまいります。また、様々な事業の推進に取り組むとともに、町の災害対応力の強化に取り組んでまいります。港地区の防災集団移転促進事業については、令和4年度から事業のスタートをして、用地取得は完了し、国・県の事業を有利に組合せながら、移転補償や掘削工事を進めています。令和5年度からは、主たる事業主体が国から町に移り、事業は次のステージに進んでいきます。3月17日には、港地区の住民も参加され、移行イベントが予定をされています。令和5年度は、造成や団地内道路、水道施設といった宅地整備等の工事を計画しており、目標である令和6年中の移転完了に向けて着実に事業を進めてまいります。また、豪雨災害対応力の強化にも、引き続き注力をしてまいります。国による都賀行山根地区の仮堤防を応急対策工事に合わせて、町道都賀西都賀行線の冠水対策工事を行います。また、その他の未整備区間の整備に向け、引き続き関係機関へ強く要望をしております。治山、砂防、急傾斜地、地滑り対策等につきましても、国・県に対し、事業の採択、実施を強く働きかけてまいります。また、防災重点ため池については、奥山ため池の廃止の調査設計を予定しており、地元と協議をしながら進めてまいります。内水対策につきましては、これまで排水用ポンプを18基整備をしてまいりました。町の要望により、国土交通省に整備いただきましたポンプ電源や、県に配備いただきましたポンプ車と組合せて、機動的に運用ができるよう関係機関と連携をして対応の強化に努めてまいります。また、ICT技術を活用した災害対応力の向上にも取り組んでまいります。デジタル版ハザードマップを作成して、美郷町ホームページで公開する予定です。また、災害情報のリアルタイム、一元的な情報収集の仕組みの実用化や、マイナンバーカードを活用した避難所運営の効率化に向けた検討を進めてまいります。そして、災害対応の基本となる地域、町民の災害対応力の向上にも取り組んでまいります。日頃から危険場所を知り、災害に備え、早めの行動をとっていただくために、古河電気工業株式会社と

連携をしたワークショップや、デジタル版ハザードマップの活用、防災講習会、防災士の活動支援や地区防災計画の策定支援などを進めてまいります。健康長寿対策について申し上げます。このたび策定をする「美郷町第3次健康づくり計画」を踏まえ、町民の方に健康で長生きしていただくための施策を総合的に進めてまいります。そのためには、子どもの頃からの生活習慣や子育て世代、壮年期の健康づくりで、生活習慣病の予防が重要です。健康診断の結果からは、特に若い男性を中心に、高血糖、高脂血症など、検診後の保健指導の必要な方がおられます。産業保健連絡会や町内事業所、医療機関と連携して、検診受診率の向上に取り組むとともに、子どもから高齢者まで、また、家族ぐるみの健康づくりのために、保健指導の強化を図ってまいります。また、妊娠、子育ての無料オンライン健康相談については、利用登録者も増加をしており、令和4年度から利用対象者を町内、中学生まで拡充をし、思春期の相談にも対応をしています。さらなる周知に努め、子育て世代が相談しやすい体制づくりに引き続き取り組んでまいります。介護予防対策については、連合自治会単位での住民主体の介護予防活動や、高齢者の困り事を支援する生活支援体制の整備に引き続き取り組んでまいります。また、これまでの介護予防教室に加えて、ゴールデンユートピア会場に、水中運動やゲームなど、町民の交流も含めた介護予防教室を新たに計画をしています。そして、認知症予防対策としては、現在の認知症カフェに加え、全ての人々を対象に、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に取り組む重層的支援体制整備事業として、新たに障がい者福祉施設の地域活動支援センターを会場に、町民や高齢者、障がい者との交流を目的とした認知症カフェを開始する予定です。また、第3次となる美郷町地域福祉計画を策定をし、町内外の関係機関や役場内が連携した支援体制づくりを進めてまいります。健康や福祉、生活上の困り事はもちろん、新型コロナ、物価高騰等に関する相談支援に、町ぐるみで取り組んでまいります。交通対策について申し上げます。町民の生活に必要な運送の確保や利便性の向上などを図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、美郷町地域公共交通協議会を設置し、地域公共交通計画の策定に向けて進めてまいります。通学や通院、買物など、目的地へ円滑に移動できる持続可能な交通体系の維持、構築に向け地域のニーズに応じ、交通事業者と連携を図りながら、計画策定を進めてまいります。DXの推進について申し上げます。デジタル技術は、様々な分野で活用が進み、課題解決や生活の利便性向上に不可欠なものになっており、美郷町では、先進的に様々な技術を活用した検討、取組みを進めています。現在、国のデジタル田園都市国家構想交付金への応募を行っており、この採択がなされた場合に実施をする事業もありますので、現時点で全ての事業が出そろっているわけではありませんが、引き続き、町民の暮らしの不便の解消、課題解決や行政の効率化のために、デジタル技術の活用を積極的に検討してまいります。一方で、美郷町の高齢化率が50パーセント近いことも考慮して取り組んでいく必要があります。このたび、DX推進の基本的な中期的方針、美郷町DX推進計画を策定をしました。基本理念を「でじとと。アナログの中にあるデジタル」とし、町民がデジタルを意識せず、抵抗感を持つことなく、技術を活用したサービスを受けられるよう取組み、引き続き積極的にDXを推進してまいります。また、デジタル格差を生まないように、デジタルデバイド対策にも注力をし、IP告知端末説明会やスマホ勉強会などの開催も推進していきたいと思います。IP告知端末を活用したオンライン診療につきましては、これまでの取組みにより、方法、仕組みがほぼ確立されて

おり、現在までに、4つの医療機関で実施が可能になっています。町内では、今年1月から君谷診療所で実施をされ、主治医と患者の方、両方から好評な声をいただいています。オンライン診療の実施は、主治医が判断されることですが、高齢化が進み、町内に総合病院のない美郷町では、将来に向けて重要な取り組みであり、引き続き、活用、普及に取り組んでまいります。マイナンバーカードについては、中高生によるマイナンバーサポート隊、マイナポイントの「みさと。PAY」カードへの付与など、美郷町独自の取り組みで普及を促進してまいりました。令和4年1月1日時点の交付率は、国・県と比べ5パーセントから6パーセント程度下回っていましたが、これら独自の取り組みにより、交付率が加速度的に伸び、令和5年1月末時点では、67.5パーセントと、全国の60.1パーセント、島根県の62パーセント、の両方を上回っています。また、申請率も全国平均を大きく上回る74.1パーセントとなっており、全国の1741の自治体のうち、247位、上位の15パーセントに入っています。「みさと。Pay」カードへの付与は、8月末から開始をし、2月中旬時点で、カード交付、健康保険証利用公金口座登録の付与、合計は3000件以上と、大変多く利用をされています。マイナンバーカードは、国では、健康保険証や運転免許証などとして使用される予定であり、今後も普及に努めるとともに、町独自の活用策も検討していきたいと思っております。行政手続については、マイナンバーカードを使った「ぴったりサービス」「島根電子申請サービス」等によるオンライン化を進めてまいります。転入転出については、2月6日から手続を開始しており、その他の子育て、介護関連手続についても、4月以降、順次開始することができるよう準備を進めてまいります。また、子育て世帯物価高騰対策支援金の申請やLINEでの美郷町子ども未来応援金の申請等も実施をしています。来町や郵送などをしなくても、手元の操作で完結できるように、引き続き利便性の向上を図ってまいります。美郷町の公式LINEは、2月22日に友達登録者数が、町の人口4355人を達成をしました。登録者数が人口を超えている自治体は全国で12の自治体だけです。高齢化率が48パーセントを超える自治体の普及率としては、驚異的な高さと言えます。公式LINEでは、町民向けには、IP告知端末との情報連携や、ごみの日など、生活に密着した情報、電子申請メニューを充実し、町外向けでは、神楽動画などの観光や移住・定住など、情報コンテンツを充実するなど、サービスの向上に取り組んでいます。今後も利用者ニーズに基づいて、戦略的に情報発信力の強化に取り組んでまいります。そして、美郷町の統一ブランディング「みさと。」を活用して、町内事業者と町が一体となった情報発信も、新たに実施をいたします。全国的にも珍しい取り組みであり、その仕組みとしては、町が事業者の意向を踏まえて、「みさと。」テイストの事業者のイラストなどを作成をし、事業者は、これを使ってサイト SNSなどで活用した広告・PRを行うというものです。そして、美郷町ホームページの美郷町魅力再発見プロジェクト、「みさと。」コーナーで、事業者の取り組みを物語風に紹介をし、情報発信をしていくという予定にしております。9事業者から事業参加のご希望をいただいております。事業者と町が統一ブランディングのもとで連携した情報発信を行い、お互いの認知度向上につなげていきたいと思っております。昨年10月には、古河電気工業株式会社及び古河産業株式会社と連携をして、49キログラムまで搭載可能な大型ドローンを活用した林業資材等の運搬の実証実験を行いました。これまで人力で行っていた重労働をドローンが担うことができれば、林業の労力軽減や効率化に役立ち、林業分野の課題解決につながります。物流や災害時の物資輸送での活

用にも期待ができ、他分野でのドローン活用の検討やドローン操縦者の育成に取り組んでいきたいと思っております。脱炭素のまちづくりについて申し上げます。使い勝手の良い全国でも類を見ない有利な補助制度を活かし、脱炭素のフロントランナーとして、脱炭素の推進を町民の生活の利便性向上や事業者の活動の支援、発展に結びつけていきたいと思っております。美郷町は、昨年5月30日に環境省の第一次地域脱炭素移行再エネ推進交付金重点対策加速化事業に選定をされました。第一次で選定された13の自治体のうち唯一の町村であり、現時点で選定されている29自治体の中でも、町は5つだけです。この事業を活用し、補助制度を昨年7月から大幅に拡充をしています。この美郷町の取り組みは、岸田文雄内閣総理大臣を議長とする政府GX会議で、西村明宏環境大臣の説明資料に掲載をされるなど、環境省から取り組みが進んでいる団体として評価をいただいております。また、平成30年度に策定をした公共施設対象の美郷町地球温暖化対策実行計画事務事業編を改定をし、地域全体を対象とする区域施策編と統合した美郷町カーボンネガティブタウン行動計画を策定をいたします。地域活動の支援について申し上げます。13連合自治会が策定をされている地域主体で持続可能な地域づくりに取り組む地域コミュニティ計画、後期計画は3年目になります。連合自治会におかれては、この間のコロナ禍の中で、活動継続に取り組む一方で、少子高齢化や住民意識の変化に応じた課題解決や、地域の特性を生かした活性化に向けて努力をしておられます。町民の皆さんが協力をし、地域の主体的な取り組みが進んでいくよう、集落支援員や地域おこし協力隊との連携や、地域力アップ交付金など様々な形で支援を行ってまいります。2つ目の重点分野、人口減少対策について申し上げます。長年にわたり進行した人口減少を背景として、公共交通、商工業、農業の衰退など様々な問題が深刻化しており、これまでも、こうした課題への対策に取り組んできました。最もこれらは、人口減少に伴って発生している目の前の課題への対処です。町の将来のためには、様々な問題の根本原因となっている人口減少対策に全力で取り組んでいかなければなりません。離島という大きなハンデを抱えている海士町は、県内で唯一人口が増加をしています。どんな不利な環境に置かれた小さな町であっても、人口を増やすことは不可能ではありません。そのためには、若年層の流入が最重要課題であり、直接的な人口増加施策である移住・定住対策を講じるとともに、それにとどまらず、繰り返し町を訪れる滞在人口や、町外に住みながら、美郷町に関心を持ち町の活性化に寄与する活動人口などを生み出す取り組みを進め、人の流れをつくり出していくことが極めて重要です。加えて、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに取り組んでいく必要があります。出生数の推移からも、今後、全国的に人口減少ペースが加速することが予想され、それに伴い、自治体間の移住者獲得競争がますます激しくなってきます。町の将来のために、美郷町ならではの魅力を持った特徴ある人口減少対策をつくり込み、強力に推進をしていきたいと考えています。推進にあたっては、移住・定住人口拡大に向けては、特に、都会に在住するファミリー層やテレワーカーなど、また、滞在人口、活動人口拡大に向けては、麻布大学生やカヌー競技者、バリ島好きや観光客など、町の強みを生かした取り組みに関連する方などを主なターゲットとして施策を展開し、人の流れをつくり出していきたいと思っております。移住・定住対策について申し上げます。移住・定住人口拡大に関しては、特に美郷町ならではの3つの重点移住・定住施策を中心に推進してまいります。1つ目は、社会に出るまで続く手厚い子育て支援です。これまで実施してきた国の制度対象外の3歳未満も

含めた保育料無料化や、3歳以上の給食費無料化、中学生までの医療費無料、放課後児童クラブ利用料無料や小中学生通学バス無料、出産、子育てオンライン無料相談、不妊治療助成、高校生までのインフルエンザワクチン接種無料などの義務教育までの支援に加えて、町内中学校卒業し、大学等へ進学する子どもたちを対象とした返還不要の美郷町子ども未来応援基金を創設して、生まれてから社会に出るまでの子育てを手厚く支援をしてみたいと思います。子育てについては、特に、高等教育の進学資金に不安を感じる方も多く、実際に大学に進学した学生の2人に1人は何らかの奨学金制度を利用しているとの調査結果があり、そのほとんどが返済義務のある貸与型奨学金と言われています。こうしたことから、美郷町に生まれ育った子どもが、経済的な理由で、大学などへの進学を断念したり、奨学金返済に苦しんだりすることがないように、未来を担う美郷町の子どもたちの可能性を最大限広げることができるよう、進学を応援いたします。そして、これは将来の進学資金に不安を感じることなく、安心して子どもを産み育ててもらうことにもつながります。また、応援金には、保護者の所得や子どもの成績、将来の美郷町居住といった条件はつけていません。しかし、卒業後、町外に住んで働くことになった場合、美郷町にふるさと納税をしていただくことを条件としています。ふるさと納税でいただいた資金を、後輩となる美郷町の子どもたちの応援金の財源とすることで、将来的に、美郷町の子どもたちによる持続可能な循環型支援の仕組みの構築を目指してまいります。2つ目は様々なライフステージの節目で応援する定住ポイント制度です。定住ポイント制度は、美郷町独自の支援制度で、転入、就職、結婚、出産などのライフステージの節目で、移住・定住者や、町民の暮らしにポイントを付与しています。それぞれ、5万から30万ポイントを付与し、また、町内で不足している有資格者である看護師、介護福祉士として、町内に就職される際には、5年間で100万ポイントを付与しており、エッセンシャルワーカーの人手不足の解消にもつなげております。定住ポイントについては、直近2年間で、139件の申請をいただいております。子育ても含めた、美郷町での暮らしを支援する特徴的な施策の一つとして、移住・定住を検討される方へのPRを一層強化をしてみたいと思います。3つ目がファミリー向け移住住宅、「みさとと。サステナブルハウス自然の恵みと暮らす家」です。これまでの、安い家賃で住める家を提供するという若者定住住宅の制度から進化をさせ、美郷町だからこそ実現可能なサステナブルな暮らしが実現できる制度と位置づけています。サステナブルハウスは、太陽光パネル、電気自動車用電源、薪ストーブ設置化の仕様、家庭菜園を標準装備し、さらに、珪藻土仕上げの内壁やエコキュートなど、公営住宅としては例を見ないこだわりの住宅となっています。新型コロナにより効率性を追求してきた都会の光な暮らしのデメリットが浮き彫りになり、また、環境意識の高まりや将来への不透明感などから、地方でのサステナブルな暮らしを志向する若い方が増えています。こうした人たち向けにプロモーションも強化をし、4月から第一次募集を開始する予定です。今後、年間5から6棟のペースで建設を予定し、UIターン者の移住を推進してまいります。これらの他移住・定住に重要となる住まい対策に取り組んでまいります。住宅を建築改修される方に対しては、美郷充実暮らし事業により、その支援をしてみたいと思います。特に、建築される場合には、基本的な補助に加えて、子どもさんの人数などの様々な加算を行うほか、空き家を解体する場合の補助も行います。最近2年間で建築が11件、住宅改修は14件の実績見込みとなっており、多くの利用をいただい

います。また、民間賃貸住宅の建設支援事業についても推進してまいります。この事業により、2棟10戸が建設をされ、令和5年1月末時点で100パーセントの入居率となっています。さらに、現在、1棟10戸の建設が進んでいます。空き家バンクにつきましては、空き家所有者等に対し、空き家バンクの活用意向調査を含めた空き家の実態調査アンケートを実施し、物件の確保に努めてまいります。これらの事業につきましては、複数のお問合せを常にいただいております。住宅建築や、単身者、若年世帯などの住まいニーズに応じた対策を推進してまいります。滞在人口活動、人口の拡大について申し上げます。美郷町の勝ち残りをかけた最重要戦略である美郷バレー構想については、日本中の様々な専門能力を持った11の企業、団体、自治体との連携に発展し、町内での研究活動が活発化しています。連携企業の町内進出や雇用も生まれ、また、鳥獣害被害対策にとどまらない町の課題解決に向けた連携も進んでいます。マスコミに多く取上げられたことで、全国から注目も一層高まり、視察も大幅に増えてきています。鳥獣害対策から発展した美郷バレー構想は、町内への新たな人の流れをつくり出してきています。連携を一層復深め、美郷バレー構想をさらに進展させていきたいと思っております。美郷町は、高校のない町であり、若者の力を町の活性化につなげることには限界がありました。しかし、麻布大学フィールドワークセンターの開設により、美郷町は、高校はないけど大学がある町になりました。麻布大学の第2のホームタウンとして、学生や研究者が繰り返し美郷町を訪れてくれることになり、地域との連携を一層図ることで、町の活性化の切り札となる大きな可能性が生まれています。既に生命環境科学、環境学科では、フィールドワークの教育研究を取り入れたカリキュラムを徐々に導入されてきており、今後、学生、研究者の来庁、滞在が大幅に増えてくる見込みです。令和5年度には、生命環境科学部の環境学科、食品生命科学科、獣医学部の動物応用学科、獣医学科の学生、教職員が、環境農業経済などのフィールド実習や野生動物の歯周病菌の調査、オオサンショウウオの生息調査、植物調査、イノシシやアナグマの動物行動学の調査研究など、様々な分野で来町、滞在をされる予定になっています。また、内閣府地方創生推進室が大学誘致の優良事例として紹介をされたことで、大学誘致に関連した視察が増加しています。このため、町内宿泊滞在助成の活用促進に加え、カヌーの里トレーラーハウスなどの利用閑散期に、学生等が宿泊利用するといった公共宿泊施設を活用する仕組みも検討し、今後、増加する学生等の町での滞在環境づくりを進めてまいります。また、地域との連携を図る取組みを一層推進してまいります。フィールドワークセンターでの講座や、吾郷地域等との交流、都賀行地域での学生実習また、2月20日には麻布大学の島津先生の健康づくりセミナーが開催されるなど、交流の幅が広がってきています。町民向けセミナー、講座の開催や、町内小中学校での学習講座、出前授業等の交流を通じて、地域との連携を深めて大学のある町というアドバンテージを生かしたまちの活性化に結びつくよう取り組んでいきたいと思っております。昨年実施されました県内公立高等学校校長会12校の学校長や、島根県教育庁からの視察訪問など、高大連携の取組みにも関心が高まってきています。島根県第3の大学としての麻布大学に県内高校の先生や高校生の関心をさらに高めていくために、学校訪問や探求学習研修等の受入れなど、麻布大学とともにPRを積極的に行ってまいります。美里バレーの連携先の活動の活発化は、連携先にとどまらず、関連する企業、団体や視察者などの来町、滞在が増加し、そして、町の課題解決や、町外県外での発信、特産品販路開拓などにも発展をしてきています。古河

電気工業株式会社とは、邑智郡森林組合や美郷バレエ関連企業と連携をし、林業分野での大型ドローンによる苗木運搬などの実用化に取組み、災害対策分野でも連携した取組みも進めてまいります。神奈川県大磯町とは、美郷町の獣害対策のノウハウを提供しながらにぎわい創出施設大磯コネクトでの美郷町の特産品農産加工品等販売を促進し、関東圏での販売拠点づくりに取り組んでまいります。町内との交流も一層幅を広げ深めていくために、美郷バレエキャラバンと銘打ち、美郷バレエ連携企業等のノウハウを生かしたセミナー、研修会を開催し、獣害対策を初めとした地域の課題解決にもつなげていきたいと思ひます。また、食の魅力化、新たな名物づくりとして、町内飲食店での山くじらメニューの充実や、新たなジビエ料理等の開発の支援も進めてまいります。バリのまちづくりについて申し上げます。今年、バリ島マス村と友好姉妹都市協定を結んで、30年の記念の年になります。カヌーに始まり、民間交流を下地として続いてきた交流は、文化交流、経済交流に広がり、大きく発展しようとしています。バリ島の自治体と友好姉妹都市協定を結ぶ日本唯一の自治体の取組みとして、様々な方面から大きな注目を集めています。今年、記念式典を初め、フェスティバルや神楽、ガムラン共演、バリ文化体験や、バリ島マス村への訪問団など、町民の皆さんにも参加いただき、1年を通して、30周年を記念する様々な取組みを実施してまいりたいと思ひます。この取組みを通じて、町民自身が異文化を理解し、バリの町をPRしていく機運の醸成、町外の人々が美郷町を訪れるための動機づくり、町外へのバリの町の認知度の向上につなげ、滞在人口、活動人口の創出につなげていきたいと思ひます。また、昨年7月以降、コロナ禍中で延期となっていた技能実習生5人が順次来町し、それぞれの職場で活躍し始め、町民との交流も深まっています。事業者からの要望もあり、今後も技能実習生を受入れ、人手不足解消にもつなげていく考えです。在大阪インドネシア共和国総領事館や、在東京インドネシア共和国大使館とも連携をし、バリ島好きの集まるバリのまちづくりに向けて大きく前進する年となるよう取り組んでまいります。カヌーの町づくりについて申し上げます。令和7年度、2025年度の全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが初めて美郷町で開催をされ、令和12年度、2030年度には、島根かみあり国民スポーツ大会が開催されます。また、インターハイのプレ大会も、令和6年度、2024年度に開催される予定です。競技会場となる浜原信喜地区には、カヌー艇庫と邑智中学校、島根中央高校カヌー部部室を含むバリ文化をイメージした大会本部施設の整備を急ピッチで進めています。令和5年度に建設に着手をし、令和6年夏を完成予定として整備を進めてまいります。江の川の信喜橋付近は、カヌー競技に大変適した環境とされています。このたびの拠点施設の整備や、全国規模の大会開催により、邑智中学校、島根中央高校のカヌー部はもとより、ジュニアから日本トップレベルに至るまで、多様なカヌー競技者が集まる全国有数のカヌーの町の実現が視野に入ってきました。地域や町民の皆さんと一緒に大会開催に向けた機運醸成を図り、カヌーの町づくりに向けた取組みを進めてまいります。また新たに美郷町での移住体験的な2つの事業を実施し、滞在人口、活動人口など、様々な人口拡大や移住のきっかけづくりにつなげていきたいと思ひます。1つは、大人の山留学です。都市部に住む若者を対象に、1年間美郷町で暮らし美郷町の強みを活かした仕事に取り組むお試し移住と言える就労型移住体験制度です。都市部から美郷町への若者の流れをつくるきっかけとして取り組んでまいります。もう1つは、転職なき移住モニター制度です。これまで美郷町へ移住される方は、それまでの仕事を

辞めて、美郷町や近隣で新しく仕事を探されるケースがほとんどであり、移住にあたり、この職の課題は、高いハードルとなっていました。しかし、リモートワークが普及し、大企業の中には、社員に居住地を問わない企業や、完全在宅のフルリモート勤務を推奨する企業もあらわれ始めています。加えて、新型コロナを契機に、都会暮らしから地方での暮らしに目を向けられる流れが生まれてきており、転職をすることなく、自分の住みたい地域に移住をする転職なき移住に関心が高まってきています。この機会を逃すことなく、転職なき基準に向けた取組みを行っていきたいと思います。現在、庁舎内のプロジェクトチームで転職なき移住モニター制度の検討を進めており、できるだけ早期に実施をしていきたいと考えています。昨年設置したサテライトオフィス「みさと。ネスト」は全11室が、昨年12月には満室となり、その後も問合せが続いています。テレワークやワーケーションの需要をしっかりと取り組むことが出来ており、また、入居事業者による撮影会やSNS情報発信講座なども開催をされ、新たな交流の場になってきています。事業者進出により、活性化につながるよう取り組むとともに、今後の事業についても分析していきたいと考えています。また、雲海、温泉、神楽、薬草など美郷町ならではの魅力を生かした観光振興を進め、滞在人口の拡大につなげてまいります。雲海予報や、田之原雲海の「両国おろし」命名は、テレビや新聞で多く取上げられ、たくさんの方が訪れる町の新名所になっています。展望台にカメラを設置して、発生日の様子を美郷町ホームページの雲海予報コーナー等に掲載できるようにし、また、設置を進めている案内看板に加えて、トイレを設置し、環境を整備したいと思います。また、商標登録をしました美肌県美肌町のキャッチフレーズを生かし、ひなびた温泉1位の千原温泉を初めとした温泉、山くじら肉やポポー、どぶろく、薬用作物などの美肌コンテンツのPRを強化するとともに、魅力的な商品開発や観光メニュー充実を図ってまいります。神楽については、ガムラン音楽を融合した日本唯一の演目を制作をし、マス村友好協定30周年記念事業での公演を計画をしています。3つ目の重点分野、町の活気づくりについて申し上げます。美郷町商業活性化にぎわい創出事業について申し上げます。町の中心地である粕湊市街地の再開発を通じて、町全体の商工業活性化、にぎわい創出につなげていくために取り組んでまいります。検討委員会での検討をもとに、昨年8月に策定した事業基本構想の3つのテーマである飲食のできる店舗、スペースの確保、地産地消の実現、住民生活の基盤となる小売商業店舗の充実、神楽などの伝統芸能やバリ文化といった美郷町の魅力を発信する拠点整備を踏まえ、求められる機能や規模、施設の設置、配置などを示す基本計画の策定を、令和5年度前半を目途に進めてまいります。基本計画策定後は、施設の詳細設計、用地の確保などを進めていく予定です。また、美郷町商工会と協議をしながら、テナント募集など、運営開始に向けた検討を進めてまいります。商工業振興について申し上げます。リスクをとって前向きに挑戦する事業者、ファーストペンギンを支援し、商工業の振興につなげてまいります。意欲を持って、企業や異分野進出事業拡大に挑戦する事業者をしっかりと後押しをし、挑戦する機運を高めることにも取り組んでいきたいと思います。また、「みさと。ビジネスプランコンテスト」を令和5年度も実施いたします。令和3年度受賞者のシンク・ア・フェーズ株式会社は、バリをテーマにした事業を進めておられ、昨年11月のバリ島アート展や、バリ情報発信などの町事業にも連携をしています。継続して、町の強みを生かしたテーマを設定したビジネスプランを募集し、商工業の活性化につなげていきたいと思います。

「みさと。PAY」カードの利用活用促進にも引き続き取り組んでまいります。令和4年度は、美郷丸ごと半額まつりやマイナポイントの付与開始などを行い、コロナ禍の影響で冷え込んでいた町内の消費の活性化やカードの利用を掘り起こし、町外からの外貨獲得等に大きな効果がありました。美郷町商工会と連携して、キャッシュレスの推進、そして、消費の町内循環や町外からの取り込みなどに取り組んでまいります。農業振興について申し上げます。町内の基幹的農業従事者は、2005年の504人から、2030年推計では、4分の1に相当する131人と大幅に減少する見込みです。農業の担い手不足は深刻化しており、新規就農者を呼び込む仕組みづくりに取り組んでまいります。有望分野であるミニトマトのハウス栽培パッケージや農業体験リースハウス事業体での研修受入れ、また、美郷町での就農を含めた暮らしがイメージできる情報発信、きめ細かい相談など、新規就農者を迎え入れる体制づくりを進めてまいります。また、地域おこし協力隊制度を活用し、研修先で技術を学び、将来の就農につなげる研修制度にも取り組んでまいります。そして、現在のリースハウスでの新規就農予定者には、定着に向けたきめ細やかな支援を行ってまいります。担い手不足対策としては、営農の組織化、広域化にも並行して取り組んでまいります。現在、20の集落で組織化され、令和5年度は、3地域で営農組織化が計画をされています。組織化を支援し、共同利用する農機具保管庫を整備する予定です。農地を守る取組み、耕作放棄地対策にも引き続き力を入れてまいります。令和4年度に作付けをしたソバは、全て三瓶在来種であり、作付面積も順調に推移しています。作付面積を維持し、拡大を図っていくとともに、栽培技術の指導、講習等を通じ収量増加を図ってまいります。薬草振興につきましては、昨年10月に、山陰両県では初開催となる第10回全国薬草シンポジウムを開催し、全国から多くの方にご来場いただき、格好のPRの機会にもなりました。薬用作物生産者組合、薬草研究会と連携をし、薬用作物加工品の販路開拓や、効率的な栽培方法の研究や、新たな作物の導入を支援してまいります。ファームサポート美郷については、営農組織など担い手が不在の地域の耕作を請け負い、耕作放棄地の発生、拡大防止に重要な役割を担っています。また、江の川の浸水区域にある農地では、出水期を避けて栽培可能なタマネギ栽培による農地活用にも取り組んでおり、引き続き支援をしてまいります。3つの重点分野以外の重要、新たな取組みについて申し上げます。国道、県道について申し上げます。国道375号につきましては、湯抱2工区粕渕工区の改良が進められ、また、響谷から道の駅までの長藤工区では、歩道整備が進められます。県道につきましては、川本波多線の竹工区は、旧竹谷橋の撤去と、周辺の落石対策の完成により、今年度の出水期までの整備完了が予定されています。川本波多線の多田港工区は、江の川をまたぐ橋梁のかけかえに伴う調査や設計が進められています。また、左岸側では、家屋移転が完了し、盛土工事が行われる予定です。別府川本線の地頭所港工区は、地頭所地内では、令和3年12月に工事着工された拡幅工事が進められ、港地内では、用地調査等が引き続き行われる予定です。これらの整備の推進、早期の工事完成に向けて国に強く働きかけてまいります。また、国道375号の長藤地内の未改良改良区間と川本波多線の高畑地内の冠水対策などについても、引き続き、早期事業化を強く要望してまいります。町道等について申し上げます。町道については、継続事業の都賀行と宮内地内の都賀行宮内線、上川戸粕渕線の落石対策、生活関連道路として三反谷線の整備を計画しています。また、新規事業として、吾郷大橋明塚間の吾郷浜原線の改良設計、滝原地内の滝原下線の延伸改

良、旧 JR 沢谷駅付近の塩ヶ瀬線の延伸改良を予定しています。橋梁は、長寿命化に必要な箇所の修繕や、道路法に基づく点検を継続して行ってまいります。上下水道事業について申し上げます。簡易水道事業については、昨年度から調査設計を行っている比之宮地域簡易水道施設の改良を進めてまいります。また、継続して老朽化した施設の維持管理に努めてまいります。下水道事業については、令和4年度の簡易水道事業に続き、令和5年度から公営企業会計へ移行します。また、老朽化した移動式脱水機を固定式脱水機に更新をして、コスト削減を図ります。両事業とも不可欠なインフラであり、財政マネジメントの向上を図るなど、将来にわたり持続的運営ができるよう努力してまいります。農業基盤について申し上げます。令和3年度に調査開始をいたしました宮内地区のほ場整備については、令和6年度の新規事業採択に向けて、地元や県と協議をしながら、調査等を進めてまいります。林業振興について申し上げます。循環型林業の仕組みづくりや、低コスト化を図るとともに、町内林業関係者が一体となり、森林環境譲与税も積極的に活用し、森林整備の促進と林業従事者の人材の確保、育成に取り組んでまいります。林業事業体の高性能林業機械リースへの新たな支援や、古河電気工業株式会社と連携した大型ドローンによる苗木運搬の実用化など、効率化、省力化にとどまらない、労働災害対策、労働環境改善につなげてまいります。また、県営事業の林業専用道ロクロ谷石見線の開設工事の継続や、森林作業道の維持・開設などの路線整備を進めてまいります。そして、労働条件・環境の改善支援や、島根県立農林大学校林業界の訪問・就職キャラバンでの人材募集、林業推進協議会主催の林業体験イベントなどのPRなどを支援し、人材確保に取り組んでまいります。畜産振興について申し上げます。昨年年第12回全国和牛能力共進会では、美郷町が出生地の種雄牛「久茂福」の肉質が全国トップクラスの高評価と認められました。生産基盤の強化を図っていくために、施設・機械の整備や繁殖雌牛の導入、予防接種などを補助し、畜産農家の取組みを支援してまいります。教育振興について申し上げます。令和5年4月から、町内4小中学校は、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティースクールに移行します。邑智地域、大和地域にそれぞれ学校運営協議会を設置して、地域の子どもの学びを、学校、地域が一体となって支えていく仕組みづくりに向けて、子どもたちを地域総がかりで育てていく、育てていく機運を高めていきたいと考えています。また、浜田圏域3市3町共同での統合型校務支援システムの導入を図り、教育事務等の効率化、負担軽減に取り組んでまいります。美郷町は、これまで先進的にICT教育に取り組んできており、授業でのICT活用は定着しています。しかし、情報管理や校務については、高額なシステム導入費用がネックとなり、アナログ的な事務処理が続いていました。このため、浜田圏域の3市3町で浜田地区校務支援システム共同利用協議会を設置をして、システムの共同調達に向けた協議を進めているところです。現時点では、令和5年度の導入、令和6年度運用開始を目指して進めています。システム導入により、教職員の事務負担が軽減されることで、児童生徒や保護者と向き合う時間が増え、教育の質の向上につながるものと期待しています。主な指定管理施設について申し上げます。石見ワイナリー株式会社を潮温泉施設や石見ワイナリーホテル美郷、ゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおちの指定管理者に選定し、2年が経過いたします。石見ワイナリーホテル美郷は、利用者アンケート等を通じて継続的にサービス向上に取り組んでおられ、宿泊リピーターや町民の日帰り温泉利用も増えてきています。ゴールデンユートピアおおちで

は、水中運動教室の再開やカラオケ設備の設置など、新たな取り組みを実施され、カヌーの里おおちでは、コロナ禍の影響により落ち込んだ利用者も徐々に戻ってきています。令和5年4月からは、石見ワイナリーホテル美郷、ゴールデンユートピアおおち四季の杜、カヌーの里おおちのトレーラーハウスの宿泊料金を改定され、繁忙期と閑散期に応じた料金設定で、稼働率、収入の増を図られる方針とされています。また、石見ワイナリーホテル美郷では、4月からレストランの運営を直営とされ、メニューの開発を含め、町民の利用しやすさの向上を図られる予定です。施設の維持修繕については、施設の経年劣化対策が必要となっています。特にゴールデンユートピアおおちの老朽化が進んでおり、令和5年度は、ボイラー設備更新を予定しています。今後も、計画的に維持修繕等を図っていきたいと考えています。いずれの施設も町民の健康づくりや、滞在人口の拡大、そして地域の活性化につながるよう、引き続き指定管理者と連携をしていきたいと考えています。人権対策について申し上げます。新型コロナに係る人権問題のほか、インターネット上での人権侵害等を重要課題として、関係機関と連携して、啓発、学習を中心に、人権侵害の防止に取り組んでまいります。また、美郷町人権施策推進基本方針の令和6年度の改定に向けて進めてまいります。令和5年度は、令和4年度に実施した人権問題に関する町民意識調査の結果を分析、検証などを行い、複雑化、多様化する社会情勢などの変化に対応した方針改定に向けて取り組んでまいります。環境衛生対策について申し上げます。邑智郡3町と大田市が共同で整備しました新可燃ごみ共同処理施設は、令和4年度から本格稼働しています。新施設は、処理能力が1日当たり40トンに拡充され、直接搬入の受入れ日、受付時間の拡充といった利便性向上も図られています。また、令和5年度には、既存のリサイクルプラザの機器更新、し尿処理施設の基幹設備改修のため、長寿命化計画の策定が予定されています。関係市町、邑智郡総合事務組合と連携をして、安定的な施設運営に努めてまいります。これらの他、総合計画を初めとする各種計画等に基づく施策について着実な推進に努めてまいります。令和5年度予算の概要について申し上げます。新型コロナや物価高騰に対応しながら、町の課題解決、将来に向けた3つの重点分野の取り組みを初め、町施策の総合的な推進を図るとともに、中長期的な財政運営の観点からの予算編成に努めました。一般会計総額は77億8900万円で、これまで検討してきた施策のハード整備に着手するため、令和4年度と比較して、約13億円、約20.7パーセントの増額となっています。また、特別会計につきましても、4会計で合計約9億500万円です。全会計における3つの重点分野の取り組みに係る予算額は約21億8600万円。長期総合計画の施策展開に係る予算額は約51億5100万円です。歳入については、普通交付税は3000万円減額をする見込みですが、特別交付税は増額見込みであり、臨時財政対策債を含む地方交付税合計で1800万円程度の減額見込みとしています。令和5年度に着手する整備事業や、ゴールデンユートピア設備更新は、地方債で賄う予定で、地方債の合計は約17億7900万円と、前年比10億700万円の増額です。また、基金については、財政調整基金2億6500万円特定目的基金、約1億8000万円の計4億4500万円を繰入れています。財源については、国・県補助や交付税措置率の高い起債の優先など、有利な財源の活用措置に努めています。歳出については、カヌー競技場やファミリー向け移住住宅、商業活性化にぎわい創出事業といった重点分野の施策での整備着手や、1年を通じたバリ島マス村などの友好協定30周年記念事業を予定しています。なお、江津邑智消防組合など、一部事務組合の経常的

負担金や公営企業会計への繰出金は、増加をしています。抑制しにくい項目ではありますが、引き続き当該機関や構成市町と協議していきたいと思います。今後も、歳入歳出の両面から、持続可能な財政運営に努めてまいります。困難な状況にあっても、人口減少対策として、蒔いた種の芽が出始め、将来への明るい兆しが見え始めています。美郷町は、財源に乏しい町ですが、知恵を絞り汗をかいて、最新かつ大胆に、美郷町の未来を切り開いていきたいと思っております。町民、議会、関係団体の皆様と力を合わせて、活気あふれる明るい町、町外と活発な交流のある町を目指して全力で取り組んでまいります。皆様の格別のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。諸議案につきましては、後ほど担当課長から説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

●福島議長

町長の施政方針が終わりました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 40分)

(再開 午前 10時 50分)

●福島議長

会議を再開いたします。

日程第4、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案12件、予算案7件、一般事件案3件の計22件であります。

議案第6号から、議案第27号までの22議案を一括上程いたします。

初めに、議案6号から議案第17号までの条例案12件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

総務課長。

●木川総務課長

それでは上程いただきました議案第6号、美郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律等の施行により、令和5年4月1日から地方公務員の定年引上げが実施されることから、これに関し所要の改正を行うものでございます。この法改正の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用するとともに、組織の新陳代謝を図り、次の世代に、知識、技術、経験等を継承しようとするものでございます。この法改正の趣旨を踏まえ、定年を段階的に引上げ、60歳を超える職員の知識経験を活用し、組織全体としての活力の維持や、高齢期における、職業生活設計の支援を図るものでございます。また、議案第6号から第8号までの議案による定年引上げ等の制度設計につきましては、国や、県内他団体と同様となっております。この議案につきましては、定年引上げに関連するものであるため、続けて説明を申し上げます。また、改正する条例や条項が多岐にわたり、その改正をそれぞれの条例

の改正規定で行うことから、複雑でわかりづらくなっております。このため、議案第6号から第8号までをまとめた6、7、8、説明参考資料定年引上げ制度等の概要をお手元に配信しております。これにより説明を申し上げますので、そちらの資料をごらんいただきますようお願いいたします。まず1点目の定年年齢の引上げです。国家公務員に準じて、定年年齢を現行60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引上げて、令和13年以降は65歳とします。医師の定年年齢は、現行65歳を同じく段階的に70歳とします。2点目、役職定年制度の導入です。管理監督職の勤務上限年齢を、原則60歳とする役職定年制度を導入し、役職定年した職員を被管理監督職へ配置します。医師につきましては、職の特殊性等から、役職定年制度の対象から除外をいたします。なお、被管理監督職で60歳になった場合は、役職定年の対象とはなりません。また、特例任用として、職務の遂行上の特別な事情等がある場合や、当該職員が降任することで、公務の運営に支障が生ずる場合に、引き続き管理監督職として勤務することができることといたします。なお、この特定任用は、引き続き、同じ管理監督職として、最長3年任用する現行の勤務延長と同様の場合と、勤務内容が類似する複数の管理監督職グループで異動があり得る最長で、定年までの場合の2のパターンがございます。3点目の、定年前再任用短時間勤務制度の導入です。60歳に達した日以降に、その定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入します。また、再任用制度につきましては、定年が段階的に引上げられる経過期間について、65歳まで再任用できるよう、現行の歳入制度と同様の仕組み、暫定再任用制度を措置をいたします。これに伴い、現行の再任用制度は廃止をいたします。4点目の情報提供、意思確認制度の新設です。職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以降の任用、給与、退職手当等の情報提供を行った上で、勤務の意思を確認する制度を新設いたします。5点目に、給与に関する措置です。給与月額は、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以降、原則7割水準といたします。最後に、この条例は、法施行日である令和5年4月1日から施行することとします。

続きまして、議案第7号についてご説明をいたします。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明をいたします。この条例は、先ほど説明いたしました美郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例で、説明した定年引上げにあたり、関係する旧条例の規定について、整備、整理を行うものです。第1条では、美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の関連規定を整理いたします。第2条では、美郷町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の関連規定を整理いたします。第3条では、美郷町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の関連規定を整理いたします。第4条では、美郷町職員の勤務時間休暇等に関する条例の関連規定を整理いたします。第5条では、美郷町職員の育児休業等に関する条例の関連規定を整理いたします。第6条では、美郷町職員の給与に関する条例の関連規定を整理し、議案第6号の説明で申し上げました定年前再任用短時間勤務の給与等に関して規定を整備いたします。第7条では、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の関連規定を整理いたします。第8条では、議案第6号の説明で申し上げました、現行の再任用制度の廃止として、美郷町職員の再任用に関する条例と合わせ、既に対象期間が経過している美郷町勸奨退職者に係る特別昇給に関する条例を廃止いたします。施行日につきましては、議案第6号と同様に、法施行日である令和5年4月1日から施行

することといたします。

続きまして、上程いただきました議案第8号、美郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明いたします。配信しております説明参考資料の2ページ6、高齢者部分休業制度の導入をご覧いただきたいと思っております。この条例も先ほど説明いたしました定年引上げに伴うものとして、導入する地方公務員法に定める高齢者部分休業について、必要な事項を定めるものでございます。法の趣旨は、高齢職員の多様な働き方のニーズに対応する方策の一つとして設けられ、定年引上げに合わせた導入が求められているものでございます。まず制度の概要について申し上げます。条例で定める年齢に達した職員が、申請した場合において、公務の運営に支障がないと認める時は、定年退職日までの期間について、当該職員が勤務時間の一部につき勤務しないこととできるものでございます。1点目に、第2条で、承認を申請することができる年齢は55歳とし、部分休業を承認すると、時間は、1週間の勤務時間の2分の1の範囲とし、単位は規則で定めることといたします。なお単位は、他の部分休業と同様に、おおむね、30分で想定しております。2点目に、第3条で、部分休業取得中の給与は、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することといたします。3点目に、第4条で、部分休業の承認の取消し、休業時間の短縮は、次の場合に行うことができることとします。1つ目は、部分休業している職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得た時、2つ目は、部分休業取得後の事情の変化を理由として、職員から申出があった場合で、やむを得ないと認められるときといたします。2点目については、主に想定しているのは、本人の体調回復、家族等の介護状況の変化といった場合でございます。4点目に、第5条で、部分休業の時間の延長は、申請があった場合で、公務の運営に支障がないと認める時に、承認できることといたします。また、高齢者部分休業があった場合に、他の部分休業制度における措置と同様の代替措置として、その業務を処理するため、任期付短時間勤務職員を採用できることとし、附則第2項で、美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正いたします。そして、この条例の施行日は、先ほどの2条例と同様に、令和5年4月1日から施行することといたします。以上で、議案第6号から8号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、上程いただきました議案第9号、美郷町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この条例改正は、特別職である町長、副町長及び教育長の給料の減額を廃止するものでございます。平成16年度の国の三位一体の改革により、地方交付税が大幅に削減されるという、いわゆる地財ショックの影響を受けた町の財政状況を踏まえ、平成17年度から特別職の給与の減額を実施いたしました。この影響により、当時、多くの自治体で特別職、職員の給与減額等が行われましたが、地方交付税制度や状況の変化により、減額の理由がなくなっており、また、県内町村の状況としても、ほぼ減額を廃止しております。このため、減額措置を廃止するものでございます。施行日は、令和5年4月1日から施行することといたします。以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 10 号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、国民の間で普及が進んでいるマイナンバーカードの保険証利用が開始されたことに伴い、関係する条例の整備を行うものでございます。改正の内容について、ご説明させていただきますので、おそれ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第 5 条、資格証の提示の規定でございます。被保険者が医療機関等の窓口で、提示する資格証として、現行では、保険証と記載があるところをマイナンバーカードを含む保険証等に改正するものです。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文をご覧ください。2 ページ、この条例の附則でございます。この条例は公布の日から施行するとしています。以上で、議案第 10 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 11 号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この度の改正は、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金については、令和 5 年 4 月から、全国一律で 50 万円に引き上げるとされたことにより、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。改正の内容について説明させていただきますので、おそれ入りますが、新旧対照表をごらんください。第 5 条、出産育児一時金の規定でございます。現行で 40 万 4000 円とあるところを、改正後は、48 万 8000 円とするものです。ただし書以降で、必要があると認めるときは、これに 3 万円を上限として加算するとあり、この加算分を含めた最終的な支給額を、現行の 42 万円から 8 万円引上げて、50 万円とするものでございます。以上で、新旧対照表による説明を終わります。続きまして、本文の改め文をごらんください。2 ページ、この改正条例の附則でございます。第 1 に、この条例の施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとしています。第 2 に、経過措置として、条例の施行日前に、出産した被保険者に係る一時金につきましては、なお従前の例によるとしております。以上で、議案第 11 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。上程いただきました議案第 12 号、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。この改正は、道路法施行例で規定されています道路占用料につきまして、令和 3 年度の固定資産税評価替えを踏まえ、道路占用料が改定をされたことにより、条例を改正するものでございます。改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表 1 ページをお願いいたします。別表第 2 条関係、占用料金の料金表の改正でございます。別記 1 として 2 ページから 5 ページまでが現行の占用料、5 ページから 9 ページまでが改正後の占用料となっております。各占用料の占用物件の制度につきましては、ご説明を省略させていただきますが、記載のとおり、改正となっております。本文 6 ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上が議案第 12 号になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 13 号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この改正は、町営住宅の改定に伴い、条例の別表を改正するものでございます。新旧対照表でご説明をさせていただきます。改正する内容は、別表から都賀西団地昭和 54 年度建設 2 戸と、昭和 53 年度建設 4 戸の 6 戸を削除いたします。本文 2 ページへお戻りください。なお、附則としまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上が議案第 13 号になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 14 号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の内容は、民間賃貸住宅建設事業により、新たに建設された住宅を追加する改正となります。新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表 2 ページをお願いいたします。別表 1、上段が現行、下段が改正後の表になります。改正後、別表 1、下段に、次のように加えます。名称、美郷町借上町営住宅、メゾン・ド・美郷、所在地、美郷町粕淵 71 番地 2、構造、木造二階建て、管理戸数 10 戸でございます。本文 2 ページへお戻りください。なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行としております。以上が、議案第 14 号になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第 15 号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この改正は、都賀本郷地内の山手ニュータウンの若者定住住宅建設に伴い、新たに建設した住宅を追加する一部改正になります。新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表 2 ページをお願いいたします。上段が現行、下段が改正後の表でございます。改正後別表に次のように加えます。名称、山手ニュータウン 8 号、所在地、美郷町都賀本郷 428 の 17、建設年度令和 4 年度、構造・階段、木造・平屋、戸数一戸、家賃 3 万円でございます。本文 2 ページへお戻りください。なお、附則としましてこの条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上が議案第 15 号になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

それでは、上程いただきました議案第 16 号、美郷町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、ご説明をいたします。地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定します、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第 241 条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。企業版ふるさと納税につきましては、本町のまちづくりの応援団を増やすとともに、地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の取組みに対する民間資金の活用を図るため、本町では、令和 3 年 7 月に国の認定を受け、同制度を活用できることとなっております。この度、令和 4 年 9 月 30 日に島根電工株式会社様より、美郷町子ども未来応援金事業に対しまして、寄附金を利用しております。企業版ふるさと納税の寄附金につきましては、基金を設置して積み立てる場合を除き寄附があった当該年度内に寄附金全額を事業費に充てること。また、寄附額が総事業費を超えないこと等の要件が定められております。ついては、企業版ふるさと納税の受皿として、新たに基金を創設し、この度の寄附金の取扱いを含め、企業版ふるさと納税の有効活用と、円滑な制度運営を図ろうとするものでございます。

次に、条例の概要でございます。この条例は、第1条、企業版ふるさと納税を適正に管理運営することを目的としてございます。この内容につきましては、一般的な基金条例と同様の枠組みとなっております。したがって、説明は概略とさせていただきますが、第2条において、基金は予算の定めるところにより積立てること。また、第3条においては、管理について規定をしており、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしております。また、第5条では、繰替運用について、歳計現金に不足が生じる場合、繰戻しの方法等をきちんと定めることにより、歳計現金への運用を行うことができることとしております。第6条では、処分につきまして基金は設置目的に従い、すなわち、企業版ふるさと納税を活用する地方創生事業に使用する場合に限り、予算に計上して処分することができることとしております。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。続きまして、

上程いただきました議案第17号、美郷町ファミリー向け移住住宅条例の制定につきまして、美郷暮らし推進課及び建設課からご説明をいたします。この条例は、人口減少対策として、ファミリー層等の移住・定住の促進を図るため、住宅を整備する美郷町ファミリー向け移住住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。2ページをお願いいたします。第4条です。入居者の資格を定めてございます。第1項におきまして、移住住宅への入居時に、美郷町に住民登録をする見込みの者、または申込み時において、美郷町に転入後2年以内の者とし、第2項では、転入時において、過去3年間美郷町に住民登録がない者としてございます。そして、第3項では、中学生以下の子どもさんがおられる世帯ということになってございます。以下、第4項、第5項等も定めがございしますが、説明の方は割愛をさせていただきます。なお、第6条、また第7条におきまして、ファミリー向け移住住宅入居者審査委員会を設置をさせていただきます、審査委員会の審査に基づき、入居者を決定をさせていただくこととしております。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。それでは、第8条からは建設課が所管する部分に当たりますので、建設課の方からご説明をさせていただきます。第8条の入居の手続以降の条文につきましては、基本的には、これまでの若者定住住宅条例を踏まえた構成を行いまして、条例に明記すべきものの精査を行っておりますので、主な変更点についてのみご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。第9条、家賃です。家賃は、別に定めるとおりとしてございます。こちらにつきましては、現規定をしてございませませんが、翌年度、ファミリー向け住宅を建設した際に、別表へ所在地、建設年度等とあわせまして家賃の規定をしていきたいというふうに思っております。なお家賃につきましては、現行の若者定住住宅の一律の3万円ではなく、地域前に、近隣の状況も踏まえながら、家賃設定をしていきたいというふうに考えております。次に、4ページをお願いいたします。第12条でございます。補償金の規定を新たに追加をしております。ファミリー向け移住住宅につきましては、人口減少対策として、美郷町への移住・定住が目的の住宅でございます。若者定住住宅でも課題でありまし。途中での転居といった事案を抑制す

るために、今回、敷金と別にこの補償金の規定を設けてございます。内容としましては、入居者は賃貸借契約を締結する際、入居時における5か月分の家賃に相当する額の範囲内の補償金を支払わなければならないとしてございます。以上が若者定住住宅条例と大きく、異なる構成となりました。変更点になります。6ページをお願いいたします。なお、附則としましてこの条例は令和5年4月1日から施行するとしております。以上が議案第17号になります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●福島議長

次に、議案第18号から議案第24号までの予算案7件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程をいただきました議案第18号、令和5年度美郷町一般会計予算について、ご説明いたします。令和5年度の予算編成にあたっては、安全、安心、健康生命を守る不便の少ない暮らしの実現、人口減少対策、町の活気づくりの3つの重点分野として、状況に応じて機動的な新型コロナの物価高騰への対応にも取組みながら、町の将来や課題解決に向けた取組みを具体化すべく、歳入歳出それぞれ総額77億8900万円とした積極的な予算としております。最初に、第2表、地方債の方を説明差し上げます。7ページをお願いします。こちらには、それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。この度は全額で17億7970万円を限度額とします。それぞれの地方債の目的に即した充実に心がけ、カヌー艇庫建設事業を初め、ファミリー向け移住・定住住宅、商業活性化にぎわい創出事業が本格的になったことにより、昨年度より10億7050万円増額。全体として2.5倍の計上となりました。それぞれの地方債は、歳入の部分で、詳細のご説明を申し上げるとしまして、第2号の詳細の説明は、こちらで省略をさせていただきます。それでは、早速、歳入の方を説明させていただきます。財政を受け持つ立場から、町税、地方交付税、町債の内訳などで、重要なものについて説明をさせていただきます、それ以外は、それぞれ、予算決算委員会での詳細説明及び質疑に、代えさせていただきますと思います。そして、そうしますと、10ページをお願いします。歳入の事項別明細書の内訳です。新たなものとして重要なものについて、ご説明させていただきます。上段、款1町税、項1町民税、目1個人分です。個人分は、税務担当のところで直近の調定状況を鑑みまして、昨年度より1413万8000円減額見込みの1億2306万8000円としております。法人も同様に、直近の賦課及び調定状況から、1866万円の算定、昨年度比408万円の増額予算です。その下、固定資産税です。昨年度と同水準の2億4277万8000円の算定で計上しております。それでは、次ページの方をお願いします。11ページです。最上段にあります款1町税、項3軽自動車税、目2環境性能割の部分です。こちらは、島根県の示した数値による算定で、42万5000円の減額の計上。通常の部分と合わせて1836万4000円です。で、算定をしております。最下段、款2、地方譲与税から、ずっと後の14ページの上段の款9町特例交付金までは、島根県の試算値を参考にして見込んだものです。昨年度比に対しましては、消費動向の緩やかな上向きに即した関連交付金は、増額傾向と試算しております。全体で、348万

1000 円の増額と算定をしております。続いて、14 ページをお開きください。款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税です。普通交付税につきましては、令和 4 年度の実績としては 1 億 3000 万増となっております。増額につきましては、法人税の業種、こうした流動的な要因であることから、昨年度より若干、額減額としまして、31 億 2000 万と算定をしております。特別交付税は、昨年度と同水準から、これまでの永続的な留保部分、また、このたび、地域おこし協力隊、こちらの山留学の部分の増員によります措置額を見込み、3500 万を増額計上、合わせて 334 億 4000 万円と算定計上いたしました。その下、最下段、款 12 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 2 農林水産費分担金です。本年度は 20 万円の算定としています。前年度比 210 万円の減額分につきましては、農業水路長寿命化に係る事業完了によるものです。15 ページをお願いします。中段です。款 12 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 2 衛生費負担金です。衛生費負担金では、昨年度、火葬場の修繕により、川本町からの分担金を増額をしておりましたが、本年は、平常負担金となり、591 万 7000 円を算定をしています。その下、款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務費使用料です。昨年度比で 177 万 3000 円増額です。1214 万 2000 円をこちらで算定しております。増員要因につきましては、サテライトオフィスの満床による使用料増が主な原因でございます。次ページ、16 ページをお願いします。同様に使用料でございます。中段、目 5、土木使用料、住宅使用料 294 万円増額でございます。ここは粕渕の民営住宅、民間の住宅 1 棟がですね、町管理として家賃収入が生じることから、増額としまして、5726 万円を予算計上しております。少し飛びまして 19 ページをお願いします。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 衛生費国庫補助金です。昨年度、地域脱酸素移行再エネ推進交付金事業の採択となったことから、改めて、当初予算では、平令和 5 年度として、予算計上しております。当初予算比としては、このため増額、7981 万 7000 円の計上となります。また少し飛びまして 24 ページをお願いします。こちらからは、款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 5 教育費県補助金です。令和 5 年度から、カヌー競技施設が整備されることに伴い、県からの施設整備金が 1 億 8400 万 2000 円交付されます。27 ページをお願いします。款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金です。こちらは年々増額となる一部事務組合での経常経費や、他会計の繰越金等の増額、そして、年度間の調達調整の財源として、この度は 2 億 6500 万を計上しております。以下の特定も食う特定目的基金繰入につきましては、令和 5 年度から新たに活用した事業に係る基金のみ説明をさせていただきます。詳細につきましては、お手持ち配信をされております資料、令和 5 年度当初予算の概要 6 ページの方をご確認ご覧いただきたいと思っております。そうすると、早速でございますが、ちょっと次ページ 28 ページをお願いします。目 10 地域雇用創出推進基金繰入金でございます。こちらは、雇用 1 年以内に町内に転入した従業員がいる事業所に対しての助成金、この度、従前もありましたが、今回の今年度から、この基金を繰入れをして、充当を進めていきたいと思っております。金額は 150 万です。その下、目 13 がんばれ美郷町寄附金基金繰入金。こちらは、子ども未来応援金 936 万円を事業新設に合わせて、充当活用することとしています。下から 2 番目です。目 19 観光交流活性化基金繰入金です。観光看板の設置、また、田之原展望台の整備事業です。こういった事業につきまして 1050 万円を活用充当することとしています。次ページをお願いします。2 段目、款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございます。例年の頭出しは、まだ決算がない中で

ございますので、1000円とさせていただいておりますが、令和4年度をもって、住宅新築資金等貸付け事業特別会計を併合することから、特別事業会計のですね、繰越金900万円を算定として計上しています。基金の繰入につきましては、先ほどお話ししましたように、資料、当初予算の概要6ページの方を合わせてご覧いただきたいと思います。次ページをお願いします。30ページです。中段、款20諸収入、項5受託事業収入、目1造林受託事業収入でございます。本年度予算額は408万2000円、昨年度比1273万円減額でございます。こちらは、林業公社からの受託事業の縮減によるものでございます。少し飛んで33ページの方をお願いします。次は町債です。款21町債、項1町債、こちらについては、また、主なものについて、ご説明をさせていただきたいと思います。まず目1総務費、総務債ですね。昨年度比で4170万円の増額としています。こちらの増額要因は、ユートピアの整備、事業債が、計上しております。内容につきましては、ゴールドenyumピアのボイラーの熱源改修工事の費用としております。最下段、目4農林債8400万円をですね、この度予定をしています。集落営農事業の起債として、令和5年度は、先ほど町長の施政方針もありましたように、3つの組織運営支援に係る費用を上げておまして、合わせてこれについては、活動対策事業債として取り組みます。次ページをお願いします。目5土木債です。節3の水防対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債3290万。こちらは、竹谷川護岸修繕工事、こちらの費用に充てる予定としております。その下、節4若者定住住宅建設事業債です。1億9770万円は、浜原に建設するファミリー向け移住住宅の建設費への充当となっております。その下、節5防災対策事業800万円。こちらは、村之郷の急傾斜事業、これまで、県の負担金をですね、単費で当てておりましたが、この緊急自然災害防止対策債が活用できるということになっているので、こちらのほうを充当して計上させていただいております。その下、目7教育債です。節4社会教育施設整備事業債8億9000万円です。こちらは、カヌーの艇庫の整備、こちら県の補助裏の大部分を過疎対策事業債で活用して整備をすることとしております。次ページをお願いします。同じく町債でございますが、目1商工債、節4商工業振興施設整備事業です。金額は1億500万円。町のにぎわい創出として、商業集積地域の整備、これについても、過疎対策事業債を活用して進めることとしております。なお、これ以外の町債、さらなる詳細につきましては、部署ごとの事業の一覧をですね、当初予算の概要説明、6ページの方に掲載をしておりますので、また後ほどご確認をください。続いて歳入に移りますが、主要施策、また、主な事業につきましては、予算決算委員会において、詳細は担当係からなされます。本日のところは割愛をさせていただきたいと思います。なお、主要施策に関わる説明書、こちらにつきましては、明日、皆さんの方に配信をされる予定でございますので、ご了承ください。かなり飛びまして102ページをお願いします。102ページは、職員等の人件費の根拠となる人員や給与の増減、昇給等が、こちらの方に記載されています。財政担当課から、特段にご説明する事項はありませんので、お読み取りいただければと思います。最後に債務負担行為、翌年度以降にわたるものについての調書です。106ページの方をご覧ください。こちらについて、新たに発生するものはございません。また、令和5年度までで、債務負担が終了する予定は、最下段の希少林産物等展示販売施設管理委託料、こちらについて、いったんの終了となります。以上で、議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第 19 号、令和 5 年度君谷診療所特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 477 万 3000 円を計上させていただきました。詳細については、6 ページをご覧ください。歳入です。款 1 診療収入、項 1 外来収入でございます。本年度予算といたしまして、147 万 6000 円を計上させていただきます。それぞれ、国保診療、社会保険診療等によるものでございます。続きまして、款 1 診療収入、項 2 その他診療報酬収入でございます。これは 21 万円を計上させていただきます。款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料でございます。これは例年どおり、8000 円を計上させていただきます。証明書の手数料となります。次のページをご覧ください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。本年度予算は、173 万 9000 円を計上させていただきます。一般会計繰入金から 38 万 4000 円の増となっております。続きまして、款 4 県支出金、項 1 県補助金でございます。目 1 保健衛生費補助金でございます。134 万円を計上させていただきます。これは、へき地診療所運営費補助金が実績によりまして、20 万円減に、昨年実績になっておりますので、減額して計上させていただきました。続きまして、次ページ 8 ページをご覧ください。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費でございます。主なものは、君谷診療所の事務職員の人件費等と、あと君谷診療の診察を委託しております加藤病院への委託料となっております。本年度予算 388 万 5000 円となっております。続きまして、款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 医療用消耗器材費、3 万 9000 円となっております。目 3 医薬品衛生材料費 80 万 9000 円、合わせまして 84 万 8000 円を計上させていただきます。以上で、君谷診療所特別会計予算のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 20 号、令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 2984 万 1000 円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。5 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 国民健康保険税は 6676 万円で、前年当初と比較しまして、776 万 6000 円の減額でございます。こちらの保険税につきましては、現行の保険税率で算出し、未就学児に係る保険料の軽減分を控除した額に徴収率を乗じて算定しております。款 4 使用料及び手数料は 2 万 3000 円。前年と同額で、こちらは、督促に係る手数料でございます。款 8 県支出金は、5 億 832 万 4000 円で、前年対比 1864 万 2000 円の減額でございます。国保の財政運営は既に広域化されており、島根県が保険者となっておりますので、保険給付に必要な費用は、原則、県から市町村へ交付されております。今回の減額の主な要因は、令和 5 年 2 月からの運用開始に向け準備を進めてまいりました国保事務処理標準システムの整備が、今年度内に完了することによる特別調整交付金の減額によるものです。款 11 財産収入は、3 万 3000 円で、国

民健康保険基金の積立金の利子でございます。款13繰入金です。令和5年度も、当初予算では、国保基金の取崩しは見込んでおりません。一般会計からの繰入金5459万7000円を計上しています。前年対比は、1244万5000円の減額となっております。款14繰越金1000円。こちらは、科目の頭出しの予算でございます。款15諸収入10万3000円。第3者行為納付金の実績を考慮しまして、前年と同額を計上しております。続きまして、6ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費です。2545万6000円を計上しております。前年対比6147万1000円の減額でございます。こちらの要因としましては、先ほど歳入のところでも申し上げましたように、国保市町村事務処理標準システムの導入が、今年度で完了しますので、これに伴いまして、一部事務組合負担金が大幅に減額となるものによるものでございます。款2保険給付費、4億8487万3000円を計上しています。前年比2747万8000円の増額でございます。給付費につきましては、国保連合会の推計を元に算定しておりますが、令和4年度の各療養費に係る給付が、増加傾向にあることを鑑み、今年度実績並みの予算を見込んでおります。款8保健事業費729万7000円。前年対比50万円の減額となっております。減額の要因としましては、特定健診受診者の実績による検診委託料の減によるものでございます。款9基金積立金3万3000円。前年比2万8000円の増額をしております。款11諸支出金151万円、前年比119万9000円の増額でございます。保険税等の還付が発生した場合の対応予算の他に、過年度分療養給付費等負担金の確定による返還金が生じたことによるものでございます。款12保健事業費納付金1億318万1000円で、前年比990万9000円の減額でございます。こちらは、広域化されました国保事業の運営費として、町から県へ納付する事業費納付金を計上しております。款13予備費749万1000円。前年比435万円の増額でございます。以上で、議案第20号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外。健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第21号、令和5年度美郷町国民健康保険診療所特別会計について、ご説明いたします。これは、沢谷診療所及び大和診療所の予算を合わせました特別会計の予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8556万円と計上させていただきました。まず、詳細について、ご説明いたします。6ページをご覧ください。歳入、款1診療収入、項1外来収入、目各種診療報酬収入となっております。本年度予算額3303万4000円でございます。これは、昨年度の実績に基づきまして、令和4年度の実績に基づきまして、270万円の減と見込んでおります。内訳といたしましては、収入は大和診療所が3200万円、沢谷診療所が100万円を大体見込んでございます。款1診療収入、諸検査収入ということで23万円。例年どおり前年どおりの額を計上しております。これは大和診療所のみの計上でございます。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。これは、5199万6000円の予算でございます。前年度と比較しまして、635万2000円の増で、先ほどありましたように診療所収入等の減に伴いまして、増額したものでございます。続きまして、次のページをご覧ください。款3使用料及び手数料、項1手数料、目1手数料でございます。これは診療所で行います診断書などの収入を見込んでおりまして、30万円を計上しております。続

きまして、歳出をご説明いたします。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。これは主なものは、大和診療所及び沢谷診療所の人件費と沢谷診療所の診察を委託しております町内の2医療機関への委託料を計上しております。本年度予算額が、7969万8000円としております。これは人件費等の増額等に伴い、268万1000円を増額させていただいております。続きまして、次ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金でございます。9万円を前年度と同額計上させていただきまして、総務費としましては、7978万8000円を計上させていただいております。この2の連合会負担金といいますのは、国・県それぞれへの国保診療所協議会への負担金となっております。続きまして、款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費151万2000円。それから、続きまして2医薬品衛生材料費としまして372万円。合計523万2000円を計上させていただいております。これは医薬品衛生材料は実績に基づきまして、増額を100万円させていただいております。続きまして款4予備費、予備費は、2万円の増額で、54万円を計上させていただいております。以上で、第21号、美郷町国民健康保険診療所特別会計予算のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第22号、令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億8484万5000円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の方でご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料で、5501万6000円、前年比217万1000円の減額でございます。現行の後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率に基づき試算した結果、保険料収入は減少の見込みとなっております。款2使用料及び手数料、3000円を計上しております。保険料の督促手数料でございます。款5繰入金1億2905万2000円。前年比576万5000円の減額でございます。保険料軽減分に係る保険基盤安定制度繰入金及び療養給付費負担金繰入金の減額が主な理由でございます。款7諸収入で、77万4000円、こちらは前年と同額でございます。各種検診事業に係る受託料が主なものとなっております。5ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、625万4000円。前年比26万2000円の減額でございます。こちらは、職員の人件費分の増額が主な要因でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金で、1億7745万4000円。前年と比較して819万4000円の減額でございます。広域連合による負担金算定に基づくものでございますが、保険料負担金及び療養給付費負担金の減額が主なものでございます。款3諸支出金11万円、昨年と同額を計上しております。過年度分の保険料還付に係る経費でございます。款4健康診査等事業費で、52万7000円。こちらも昨年並みの予算を見込んでおります。従来から実施しております各種検診委託料が主なものとなっております。款5予備費は50万円、前年と同額を計上しております。以上で、議案第22号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

令和5年度美郷町簡易水道事業会計予算について、ご説明をいたします。予算書1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量についてです。(1)から(3)までは、昨年度の実績等を考慮し、給水件数を1977件、年間総給水量を39万5218トン、1日平均給水量を1083トンとしております。(4)主要な建設改良事業でございます。水道施設整備事業を5000万円、こちらは比之宮地域簡易水道の改良工事を予定してございます。続いて、水道管移転補償工事4181万1000円。こちらは国道375号道路改良に伴う移転補償工事でございます。続きまして、第3条、収益的収入及び支出についてでございます。こちらは、当該年度の経営活動に伴い発生が予定される収益と、それに対する費用を計上してございます。収入合計は、第1款、水道事業収益として2億3583万7000円。支出合計は、第1款、水道事業費用として1億9273万3000円を計上してございます。第4条、資本的収入及び支出についてでございます。こちらは、施設整備等の建設改良費や国・県補助金、企業債の収入等を計上してございます。収入合計は、第1款、資本的収入としまして1億7572万3000円。支出合計は、第1款資本的支出としまして、1億7898万4000円を計上してございます。なお、資本的支出額に対しまして不足します326万1000円は、引継ぎ金101万1000円。当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額225万円で補填をいたします。2ページをお願いいたします。第5条企業債でございます。こちらは比之宮地区の簡易水道の改良に伴う事業債3000万円を計上してございます。第6条、一時借入金につきましては、限度額を5000万円としてございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の重要及び、第8条の議会の議決を経なければ利用することの出来ない経費につきましては、記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金でございます。簡易水道事業の運営にあたりまして、一般会計から補助を受ける金額を8540万5000円としてございます。こちらは、基準外繰入金にあたるものになります。3ページをお願いいたします。ここからは、予算に関する説明書で予算内容について、ご説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。収入合計は、2億3583万7000円で、内訳は、項1営業収益9617万9000円、項2営業外収益9956万9000円、項3特別利益4008万9000円でございます。特別利益に計上しています長期前受金戻入につきましては、企業債に係る元金償還金へ充当しました一般会計繰入金を収益化するもののうち、過年度におきまして据え置き期間の影響で、収益化出来なかったものを計上してございます。次に、支出でございます。支出合計は1億9273万3000円で、内訳は、項1営業費用1億7686万7000円。5ページの項2、下段の方ですが、営業外費用1556万6000円。項4予備費30万円でございます。主な内容につきましては、項1営業費用の目5、総係費の委託料では、経営戦略策定業務大和地区の水道監視システムの改修業務などを予定してございます。6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入合計は、款1資本的収入、1億7572万3000円、内訳は企業債3000万円、国・県補助金2000万円、他会計補助金1億648万円、項7工事負担金1924万3000円でございます。企業債及び国・県補助金につきましては、比之宮地区簡易水道の改良工事の財源として計上してございます。工事負担金につきましては、国道375号道路改良に伴います移転補償工事の補償費として計上してございます。次に、支出でございます。支出合

計は、1億7898万4000円。内訳は、項1建設改良費で、9181万1000円。項2企業債償還金8717万3000円でございます。主な事業内容につきましては、先ほど収入で申し上げました比之宮地区簡易水道の改良事業、それから国道375号に伴う移転補償工事になります。7ページをお願いいたします。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書についてでございます。最下段の資本期末残高を637万円と見込んでございます。8ページから10ページにつきましては、給与明細書としまして、給料及び手当の状況について記載しておりますので、ご覧をいただければと思います。11ページをお願いいたします。令和5年度の予定貸借対照表についてでございます。令和5年度末の資産の部は、固定資産17億7022万3000円。流動資産1471万1000円で、資産合計は17億8493万4000円でございます。負債の部は、固定負債7億5867万2000円、流動負債8494万1000円。繰延収益10億1768万2000円となりまして負債合計で18億6129万7000円でございます。また資本の部は、マイナスの7636万2000円でございます。13ページから14ページにつきましては令和5年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表にありますので、ご覧をいただければと思います。また、予算の概要を合わせて配信をしておりますので、そちらについてもご覧をいただければと思います。以上が議案第23号でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●**福島議長**

議案第23号の説明が終わりました。ここで、13時まで休憩といたします。

(休憩 午後 12時06分)

(再開 午後 1時00分)

●**福島議長**

会議を再開いたします。

議案第24号から引き続き説明をお願いします。

●**福島議長**

番外、建設課長。

●**永妻建設課長**

失礼いたします。上程いただきました議案第24号、令和5年度美郷町下水道事業会計予算について、ご説明いたします。予算書1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量についてでございます。(1)から(3)までは、昨年度の実績等を考慮いたしまして、水洗化人口2921人、年間総処理水量26万9489立米、1日平均処理水量738立米としてございます。(4)主要な建設改良事業でございます。処理場整備事業としまして1億9900万6000円。こちらは定置式脱水機の整備になります。次に、浄化槽整備事業1027万3000円を予定してございます。第3条収益的収入及び支出についてでございます。こちらは、当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される収益とそれに対する費用を計上しております。収入合計は、下水道事業収益2億4661万3000円。支出合計は、下水道事業費用として2億4207万8000円を計上してございます。第4条、資本的収入及び支出についてでございます。こちらは施設整備等の建設改良費に係るものを計上してございます。収入の合計は、資本的収入としまして2億7450万7000円。支出

合計、資本的支出は、3億3119万8000円を計上してございます。また、資本的支出額に対しまして不足いたします5669万1000円は、引継金1013万7000円。当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、消費税の還付金になりますが、こちらの方が865万7000円。当該年度分損益勘定留保資金3789万7000円で補填をいたします。2ページをお願いいたします。第4条の2、特例的収入及び支出でございます。こちらは地方公営企業法施行例第4条第4項の規定により、法適用前に発生しました債権債務を、法適用年度として整理するものでございます。未収金116万5000円、未払金6万8000円を計上してございます。第5条、企業債でございます。こちらは定置式脱水機の整備、ストックマネジメント計画、浄化槽設置整備に係る企業債としまして8910万円を計上してございます。第6条、一時借入金でございます。限度額を簡易水道と同様を5000万円としてございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、それから第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、記載のとおりでございます。第9条、他会計からの補助金でございます。下水道事業運営のため、一般会計から補助を受ける金額を1億2647万6000円としてございます。こちらは、基準外の繰入れにあたるものでございます。次に、4ページをお願いいたします。予算の内容についてご説明をさせていただきます。収益的収入及び支出についてでございます。収入合計は2億4661万3000円で、内訳は、項1、営業収益4532万6000円。項2営業外収益1億9891万7000円。項3特別利益237万円でございます。特別利益に計上している長期前受金戻入につきましては、企業債に係る元利償還金へ充当しました一般会計繰入金を収益化するもののうち、過年度において据置き期間で、収益化出来なかったものを計上してございます。次に、支出についてでございます。支出合計は、2億4207万8000円。内訳は、項1営業費用2億2368万9000円。続きまして5ページになります。項2営業外費用1716万2000円。項3特別損失102万7000円。項4予備費20万円でございます。項3の特別損失は、事業開始年度の6月賞与に係る引当金になります。6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてでございます。収入合計は、2億7450万7000円。内訳は、企業債8910万円、他会計補助金7136万1000円。国庫補助金1億404万6000円。項7負担金等1000万円でございます。企業債及び国庫補助金につきましては、定置式脱水機の設置事業、ストックマネジメント計画、浄化槽設置の財源として計上をしてございます。また工事負担金につきましては、国道375号の道路改良に伴います移転補償工事の補償費として計上をしてございます。続きまして支出でございます。支出合計は、3億3119万8000円。内訳は、項1建設改良費2億927万9000円。企業債償還金1億2191万9000円でございます。項1建設改良費、項3の処理場建設改良費は、定置式脱水機の設置事業及びストックマネジメント計画、それから国道375号道路改良に伴う移転補償工事にかかる費用となります。目4浄化槽を建設改良費は合併浄化槽8基分を計上してございます。次に7ページをお願いいたします。令和5年度予定キャッシュフロー計算書についてでございます。資金期末残高は1671万7000円を見込んでございます。8ページから10ページにつきましては、給与明細書としまして、給与及び手当の状況について記載をしておりますので、ご覧をいただければと思います。11ページをお願いいたします。令和5年度の予定貸借対照表についてでございます。令和5年度末の資産の部は、固定資産35億7943万7000円。流動資産1949万3000円で、資産合計は35億9893万1000円でございます。負債の部は、固定

負債が9億876万2000円。流動負債、1億2783万8000円繰延収益が25億7626万3000円となりまして、負債合計36億1286万4000円でございます。また資本の部はマイナスの1393万3000円でございます。13ページは令和5年度の予定貸借対照表になりますので、ご覧をいただければと思います。なお、予算の概要につきましても配信をしておりますので、そちらについても、ご覧をいただければと思います。以上が議案第24号でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●**福島議長**

次に、議案第25号から議案第27号までの一般事件案3件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●**福島議長**

番外、企画推進課長。

●**石田企画推進課長**

上程いただきました議案第25号、都賀行・信喜辺地に係る総合整備計画の策定についてご説明します。交通条件及び自然的、経済的などの諸条件に見込まれず、中山間地などで辺地事業債を財源とする事業に取り組むため、辺地に係る公共的施設の整備総合のための財政上の特別措置等に関する法律において、計画を策定するものです。2ページをお願いいたします。追加となる公共的施設を必要とする事業は、都賀行・信喜地区の除雪車導入です。この辺地は、本町の南西に位置し、幾度となく豪雪に見舞われており、積雪には、除雪機械を配備して除雪の対応をしておりますが、その多くを業者保有の除雪機械に依存している状況にあります。しかしながら、昨今の公共事業の縮小を受けて、土木業者の廃業、撤退などにより、除雪機械の確保が難しくなり、除雪体制の維持が大きな課題となっております。そこで、都賀行・信喜地区に除雪機械を導入することにより、安心安全な除雪体制を整備し、通学バスの運行及び福祉車両や緊急車両の通行の確保を図るものです。期間は令和5年度の1年間で、事業費は1052万7000円。うち辺地対策事業債の充当予定は1050万円でございます。これを整備計画に追加するものです。以上で、議案第25号、都賀行・信喜辺地に係る総合整備計画の策定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●**福島議長**

番外、住民課長。

●**行田住民課長**

上程いただきました議案第26号並びに議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき、基本的人権を擁護し、自由、人権思想の普及啓発を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることになっております。美郷町では、現在6名の方がその任にあたっておられ、そのうち、お2人が、令和5年6月30日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者については、議会の意見を伺って、法務省に推薦することとなっておりますので、候補者の推薦にあたり、議員の皆様にご意見を求めるものでございます。議案第26号で推薦させていただいております粕淵地域の西原真公さんについて、3期目の推薦をお願いするものでございます。西原さんは、平成29年3月議会で推薦の承認をいただき、平成29年7月から、人権擁護委員をお勤めい

ただいているところですが、本年6月30日で2期目の任期が満了となります。西原さんは、人権擁護委員として熱心に務められる傍ら、地域活動にも積極的に関わり、地域の信頼も厚く人格、人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方です。この西原真公様を引き続き、適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。

続きまして、議案第27号で推薦させていただいております。沢谷地域の藤原博文さんについて、1期目の推薦をお願いするものでございます。前任の原修氏が本年6月30日で任期満了となることから、このたび、新たに藤原博文さんを推薦したいと存じます。藤原さんは、これまで民生委員や浜原隣保館長などを歴任され、その豊富な経験から、人権・福祉に対する高い見識をお持ちの方です。地域活動にも積極的に参加、貢献され、地域での信頼も厚く、人格、人望ともに、人権擁護委員としてふさわしい方です。この藤原博文さんを適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。以上で、議案第26号及び議案第27号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、3月2日に日程をとりますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は3月2日木曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 1 時 16 分)